

☆文書質問（第20条）

議員は町長等に対して文書により質問をすることができます。質問と回答の内容は議会だより等により公表します。

☆町長の反問権 (第19条第4項)

一般質問において、町長は議員に対し質問趣旨などを議長の許可を得て確認することができます。

○議決事件（第25条）

法定の議決事件のほかに条例で定めることができる議決事件として、従前の総合計画や定住自立圏協定の改廃などに加えて、企業等との包括連携協定や森林整備計画などを追加しました。

☆事業別説明資料の提出 (第22条)

議会は、決算と予算の連動性を高めて審査するため、関係資料を求めるることができます。

☆議会改革の推進 (第29条第2項)

議会基本条例の目的が果たされているか、議会運営委員会において1年ごとに検証します。

☆議員定数及び議員報酬 (第26条)

議員定数と議員報酬は、法に基づく町民の直接請求があった場合を除き、議員が提案します。その場合は、町民参加及び町民意向調査等を十分に活用します。

今後、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、本条例の説明会などを開催し、町民に、より一層理解が図られるよう、取り組んでいきます。